

# 第4期特定健康診査・ 特定保健指導等実施計画

フォーラムエンジニアリング健康保険組合

作成：令和6年4月

# 本計画の背景等

## ①背景

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患、がん等の生活習慣病の割合が増加し、死亡原因の6割、国民医療費の約3分の1を占めるに至っています。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率が徐々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、通院や投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに虚血性心疾患や脳血管疾患の発症に至る、という経過をたどることになります。

生活習慣の改善により、糖尿病等の生活習慣病を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持・向上をはかりながら、医療費の伸びの抑制も期待されます。まさに、生活習慣病対策は、我が国全体にとって、また、健保組合等医療保険者にとっても喫緊の課題となっています。

特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行なう検査です。特定保健指導と併せて、当健保組合の第3期データヘルス計画においても中核となる保健事業として位置付けています。

この第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画（第4期特定健診等実施計画）は、国が定める「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」に則り、第3期計画（平成30～令和5年度）の経過・実績及び反省点を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた令和6～11年度（6年間）の当健保組合の目標・基本的な取り組み内容を定めたものです。

## ②現状

当健保組合は、労働者派遣業の単一健保です。令和5年3月末時点で、事業所数4、総加入者数6,177人（うち被保険者数4,524人）が加入しています。当健保組合の特徴を整理すると、①母体事業主（フォーラムエンジニアリング）のほか、少数のグループ会社が加入している ②中規模健保である ③フォーラムエンジニアリング本社は東京都であり、労働者派遣業の特性上、被保険者は各派遣先で就業することが多い ④保険料率は96%である ⑤被保険者の年齢は男性38.6歳、女性35.5歳、20～30歳代が多く、また、男性割合が多い（82.8%）などが挙げられます。

第4期特定健診等実施計画の策定に当たっては、こうした当健保組合の特徴を踏まえた上で、効果的な対策を検討する必要があります。なお、今後の令和6～11年度の特定健康診査対象者数については、現時点の30歳代の人数が比較的多いため、新規の対象者が増える一方で、資格喪失者も多いことが想定されることから、令和5年度の特定健康診査対象者数、特定保健指導対象者数程度で推移することとしています。なお、令和4年度の特定健診受診者数は1,790人（受診率87.9%）、特定保健指導実施者は107人（実施率24.3%）であり、特定健診受診率は健保組合平均より高い水準ですが、単一健保組合の目標（特定健診受診率90%、特定保健指導実施率60%）達成に向け、特に特定保健指導実施率向上に向けた対策が課題となっています。

## 【実施計画】

## 【実施率目標】

特定健康診査受診率			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画値	全体	受診者（人）	2,036	2,036	2,036	2,036	2,036	2,036
		対象者（人）	1,792	1,812	1,853	1,853	1,853	1,853
		受診率（%）	<b>88.0%</b>	<b>89.0%</b>	<b>91.0%</b>	<b>91.0%</b>	<b>91.0%</b>	<b>91.0%</b>
	被保険者	受診者（人）	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718
		対象者（人）	1,598	1,615	1,632	1,632	1,632	1,632
		受診率（%）	<b>93.0%</b>	<b>94.0%</b>	<b>95.0%</b>	<b>95.0%</b>	<b>95.0%</b>	<b>95.0%</b>
	被扶養者	受診者（人）	318	318	318	318	318	318
		対象者（人）	207	210	213	216	219	223
		受診率（%）	<b>65.0%</b>	<b>66.0%</b>	<b>67.0%</b>	<b>68.0%</b>	<b>69.0%</b>	<b>70.0%</b>

特定保健指導実施率			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画値	全体	実施者（人）	436	442	452	452	452	452
		対象者（人）	131	155	181	203	226	271
		受診率（%）	<b>30.0%</b>	<b>35.0%</b>	<b>40.0%</b>	<b>45.0%</b>	<b>50.0%</b>	<b>60.0%</b>
	動機づけ 支援	実施者（人）	175	177	181	181	181	181
		対象者（人）	61	71	81	90	99	118
		受診率（%）	<b>35.0%</b>	<b>40.0%</b>	<b>45.0%</b>	<b>50.0%</b>	<b>55.0%</b>	<b>65.0%</b>
	積極的 支援	実施者（人）	262	265	271	271	271	271
		対象者（人）	65	79	95	108	122	149
		受診率（%）	<b>25.0%</b>	<b>30.0%</b>	<b>35.0%</b>	<b>40.0%</b>	<b>45.0%</b>	<b>55.0%</b>

### ①基本方針

当健保組合が定める情報セキュリティ基本方針、ならびに個人情報保護管理規定、システム等運用管理規定を遵守します。なお、当健保組合の個人情報取扱責任者、ならびにデータ保護管理者は常務理事とします。

### ②保存方法

特定健康診査・特定保健指導の記録については、当健保組合の基幹業務システムに保存しています。同システムは、インターネット環境から遮断し、運用されており、インターネットに接続する通信ネットワーク内のPCを使用した業務処理は、禁止しています。

### ③記録の取り扱い

特定健康診査・特定保健指導の記録の利用者は、当健保組合職員に限るとともに、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならないこととされています。

### ④外部委託

特定健康診査・特定保健指導を外部委託する場合は、

- ①法令、関連ガイダンスを遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと
- ②当健保組合の事業目的以外に利用しないこと
- ③当健保組合と直接の契約関係が伴わない再委託を行なわないこと
- ④記録利用の範囲・利用者 等を契約書で明記するとともに、委託先について定期的に監査を行なうこととして

なお、現在、当健保組合においては、特定健康診査・特定保健指導の処理・記録を基幹システム委託事業者、特定健診事業については、主に東京都総合組合保険施設振興協会（東振協）に、左記で実施できない地方在住者等は別途契約した医療機関に委託している。特定保健指導は健診実施医療機関と委託契約を締結します。

## 【特定健康診査等実施計画の公表・周知】

第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、当健保組合のホームページに掲載するほか、必要に応じて各事業所の健保担当者にその内容を説明することによって、被保険者及び被扶養者への周知等に関して事業所の協力を得ることとします。また、被扶養者については、受診案内の際に、分かりやすいリーフレットを同封するなど、特定健康診査・特定保健指導の理解及び参加の促進をはかります。

## 【その他】

第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、第3期データヘルス計画のPDCA（Plan-DoCheck-Act）サイクルに併せて、毎年、国への実績報告（11月）をもとに実績評価ならびに効果測定を行い、理事会やデータヘルス計画推進委員会等に定期的に報告し、次年度に向けての改善事項等の検討を行ないます。

また、第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、第3期データヘルス計画と密接に関連することから、その目標達成に向けて、両計画が一体となった事業の展開・評価・改善のPDCAサイクルを確立することを行動の基本に置き、対応することとします。